

# 宝塚市地域公共交通協議会規約

制定 令和 5 年 6 月 16 日

## (目的)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事情を協議するため、宝塚市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 交通協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通のあり方検討並びに法定計画の策定、変更及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合輸送の態様並びに運賃及び料金に関する事項
- (3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (4) 交通協議会の運営方法その他交通協議会が必要と認める事項

2 前項第 2 号の運賃及び料金に関する事項については、第 8 条の規定に基づいて設置する運賃協議会において、協議する。

## (交通協議会の委員)

第 3 条 交通協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 宝塚市長が指名する行政職員
- (5) 公益社団法人兵庫県バス協会
- (6) 一般社団法人兵庫県タクシー協会
- (7) 住民または利用者の代表
- (8) 国土交通省神戸運輸監理部の職員
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業自動車の運転手が組織する団体
- (10) 兵庫県宝塚警察署の職員
- (11) 兵庫県及び宝塚市道路管理者の指名する職員
- (12) その他市長が交通協議会の運営上必要と認める者

3 市民の定数は 5 人とし、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民 3人
- (2) 市民団体等に属する者 2人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交通協議会は、人事異動等の理由により任期の中途において委員の退任を認めることができる。
- 3 交通協議会の承認により委員の任期を延伸することができる。

(役員)

第5条 交通協議会に、会長、副会長及び監査員を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、交通協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監査員は、交通協議会の会計監査を行い、その結果を交通協議会の会議において報告する。
- 5 各役員については、1人以上選任するものとする。

(交通協議会の運営)

第6条 交通協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通協議会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 交通協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、交通協議会の議決があつたものとみなす。
- 6 交通協議会は、原則として公開とする。
- 7 交通協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を宝塚市都市安全部交通政策課に定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通協議会において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 第2条第1項各号に掲げる事項について専門的な調査及び協議を行うため、必要に応じて交通協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第9条 交通協議会の業務を処理するため、宝塚市都市安全部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、宝塚市都市安全部次長（総括担当及び道路・公共交通担当）をもって充てる。

3 事務局員は、宝塚市都市安全部交通政策課職員をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が交通協議会に諮って定める。

(経費)

第10条 交通協議会の経費は、負担金及び補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 交通協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、宝塚市地域公共交通協議会の契約及び財務に関する規程に基づいて行う。

(謝金及び費用弁償)

第12条 委員の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、宝塚市地域公共交通協議会の委員報酬に関する規程に基づいて行う。

(交通協議会の解散等)

第13条 交通協議会が解散したときは、交通協議会の收支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通協議会の運営に関して必要な事項は、会長が交通協議会に諮り定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

(事務局長に関する特例)

2 令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間、第9条第2項の適用については、同項中「宝塚市都市安全部次長（総括担当及び道路・公共交通担当）」とあるのは「宝塚市都市安全部交通政策課長」とする。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 21 日から施行する。